

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年 8 月28日
【発行者の名称】	株式会社勝美ジャパン (Katsu Mi Japan Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山崎 裕康
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番 9 号
【電話番号】	03-6810-8561
【事務連絡者氏名】	取締役財務部部長 大崎 英治
【担当J-Adviserの名称】	株式会社日本M&Aセンター
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹内 直樹
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 2 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.nihon-ma.co.jp/ir/
【電話番号】	03-5220-5454
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社勝美ジャパン https://www.katsumijapan.com/ 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第21期 (中間会計期間)	第22期 (中間会計期間)	第20期	第21期
会計期間	自2023年12月 1 日 至2024年 5 月31日	自2024年12月 1 日 至2025年 5 月31日	自2022年12月 1 日 至2023年11月30日	自2023年12月 1 日 至2024年11月30日
売上高 (千円)	980,245	1,263,639	1,708,016	2,134,162
経常利益 (千円)	83,693	139,566	184,905	184,122
中間（当期）純利益 (千円)	55,642	91,665	126,308	128,539
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	82,000	82,000	82,000	82,000
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	352,453	491,311	322,071	425,351
総資産額 (千円)	1,197,464	1,412,166	1,135,374	1,217,535
1株当たり純資産額 (円)	176.23	245.66	161.04	212.68
1株当たり配当額 (円)	—	—	6,315.00	12.85
1株当たり中間（当期）純利益金額 (円)	27.82	45.83	63.15	64.27
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益金額 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	29.4	34.8	28.4	34.9
自己資本利益率 (%)	16.5	20.0	43.4	34.4
株価収益率 (倍)	—	13.1	—	9.3
配当性向 (%)	—	—	20.0	20.0
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	28,244	4,114	△16,938	86,692
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,859	△4,394	△8,961	△3,411
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△7,988	17,790	14,189	△78,356
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高 (千円)	410,377	415,414	392,980	397,904
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (名)	25 〔—〕	27 〔—〕	22 〔—〕	26 〔—〕

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しており

ません。

4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
5. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第20期の財務諸表について清陽監査法人による監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、第21期の中間監査および監査を受けております。さらに、当中間会計期間（自2024年12月1日至2025年5月31日）の中間財務諸表については、清陽監査法人の期中レビューを受けております。
6. 2024年5月18日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行いました。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。また、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第20期は12.63円となります。
7. 株価収益率については、第20期及び第21期（中間）において当社が非上場であったため、記載しておりません。また、第22期（中間）において期中での売買実績はなく該当株価はないため、中間決算日前直近の日における株価を用いて算定しております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年5月31日現在

従業員数(名)	27 [一]
---------	--------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。

2. 当社はメディカル給食事業単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、消費の伸びが減速し、中国、欧州では景気の足踏み状態が継続する中、米国の関税政策の影響や、ウクライナや中東での紛争の影響等、依然として先行き不透明な状況下にあります。

国内経済では、雇用や所得環境の改善により個人消費や企業業績の回復が期待された一方、エネルギー価格の高騰をはじめ顕著な物価上昇が続いており、景気への影響が懸念されます。さらに現在、国内では食糧安全保障についての懸念も非常に高まっております。

また、メディカル給食業界においては、慢性化した人手不足への対応で、加工食品や完全調理済み品の導入が活発化しております。

このような状況下、当社は、当中間会計期間において新規顧客の獲得、全国の展示会に積極的に出展する等の営業努力、さらにインドネシア産冷凍蒸葉物野菜（無加熱摂取）の新規取組の結果、当中間会計期間の売上実績は順調に推移しました。商品別では、主力の大根は年間を通して順調に販売を伸ばしており、薬物商品ではインドネシア産のキャベツ、白菜、かぶ等も販売量が増加しております。さらに、前期に販売開始した冷凍弁当事業も、その後投入した朝食用弁当、朝食さざみ食も含めて大変好評をいただき、大きく販売を伸ばしております。

以上の結果、当中間会計期間の売上高は1,263,639千円（前年同期比28.9%増加）、営業利益140,864千円（同60.6%増加）、経常利益は139,566千円（同66.8%増加）、中間純利益は91,665千円（同64.7%増加）となりました。

なお、当社はメディカル給食事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前事業年度末と比較し17,510千円増加の415,414千円となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は4,114千円となりました。これは、主な増加要因としては税引前中間純利益139,566千円、仕入債務の増加額49,460千円であった一方、主な減少要因としては棚卸資産の増加額131,598千円、法人税等支払額25,032千円であったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は4,394千円となりました。これは主に投資有価証券の取得2,928千円及び会計システム更新による無形固定資産の取得1,466千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は17,790千円となりました。主な増加要因として長期借入金による収入120,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出76,510千円、配当金の支払額25,700千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は外国の提携会社へ当社ブランド製品の生産を委託し、国内販売を営む事業ですので、生産実績は記載しておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。尚、当社はメディカル給食事業単一セグメントのため、セグメント記載をしておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
メディカル給食事業	1,264,710	129.4%	21,955	109.3%
合計	1,264,710	129.4%	21,955	109.3%

(注) 金額は、販売価格によっております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。尚、当社はメディカル給食事業単一セグメントのため、セグメント記載をしておりません。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
メディカル給食事業	1,263,639	128.9%
合計	1,263,639	128.9%

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が10%以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載致します。

J-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しています。

当社では本発行者情報公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当J-Adviser契約(以下、「当該契約」とします。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<担当J-Adviserとの契約の解除に関する条項>

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは株式会社

日本M&Aセンター（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止に繋がる可能性があります。

< J-Adviser契約上の義務 >

- ・ 特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がJ-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・ 取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・ 必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下、「産競法」という。）に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」（以下、「私的整理に関するガイドライン」という。）に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態が解消できなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日)
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限り。) 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合(当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)
 - c 当社が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。)は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
- 当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上

場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることとが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
 - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
 - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑩ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき。
- ⑫ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 当社又は同社が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、1ヵ月間の期間を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は予め本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

前事業年度の発行者情報公表後、本中間発行者情報公表までに重要な変更事項はありません。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当中間会計期間において、重要な設備の投資・除却又は売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

2025年5月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具	工具、器具 及び備品	合計	
本社 (東京都中央区)	メディカル給食	本社設備	4,583	163	3,837	8,584	27

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年5月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年8月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,020,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,020,000	—	—

(注) 2025年8月18日を払込期日とする当社役員及び従業員のみを対象とした第三者割当増資により、発行済株式総数が20,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,000千円増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年5月18日 (注) 1	1,996,000	2,000,000	—	82,000	—	—

(注) 1. 2024年5月8日開催の取締役会決議により、2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより、株式数は1,996,000株増加し、2,000,000株となっております。

2. 2025年8月18日を払込期日とする有償第三者割当増資（発行価格600円、当社役員及び従業員のみを対象）により、発行済株式総数が20,000株増加し、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,000千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

2025年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社ソウハンホールディングス	東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-9	1,300,000	65.00%
山崎裕康	東京都港区	488,000	24.40%
山崎光紀	東京都板橋区	100,000	5.00%
山崎みちる	東京都港区	25,000	1.25%
山崎純奈	東京都板橋区	25,000	1.25%
山崎純平	東京都町田市	25,000	1.25%
荒川 悟	東京都渋谷区	12,500	0.63%
渡辺穰治	大分県日田市	12,500	0.63%
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市西中新田297番地1	5,000	0.25%
株式会社ウェディングボックス ホールディングス	東京都港区芝1丁目4番3号	5,000	0.25%
計		1,998,000	99.90%

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

月別	2024年12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。
2. 2024年12月から2025年5月については売買実績がありません。

3 【役員の状況】

2025年2月28日付の発行者情報公表日後、当中間発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（自2024年12月1日 至2025年5月31日）の中間財務諸表について、清陽監査法人により期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当中間会計期間 (2025年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	405,704	423,214
売掛金	380,633	400,932
商品	312,671	444,270
前渡金	86,839	99,600
未収入金	4,967	5,077
その他	2,935	2,078
貸倒引当金	△3,856	-
流動資産合計	1,189,895	1,375,174
固定資産		
有形固定資産		
建物	6,298	5,405
減価償却累計額	△1,507	△821
建物(純額)	4,790	4,583
車両運搬具	1,348	1,348
減価償却累計額	△1,020	△1,184
車両運搬具(純額)	327	163
工具、器具及び備品	9,355	9,355
減価償却累計額	△4,642	△5,518
工具、器具及び備品(純額)	4,713	3,837
有形固定資産合計	9,831	8,584
無形固定資産		
ソフトウェア	1,568	2,507
商標権	105	75
無形固定資産合計	1,673	2,582
投資その他の資産		
投資有価証券	0	2,919
敷金	8,329	8,175
長期前渡金	4,843	4,843
繰延税金資産	7,212	14,596
その他投資資産	592	132
貸倒引当金	△4,843	△4,843
投資その他の資産合計	16,135	25,823
固定資産合計	27,639	36,991
資産合計	1,217,535	1,412,166

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年11月30日)	当中間会計期間 (2025年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,143	124,604
短期借入金	※ 130,000	※ 130,000
1年内返済予定の長期借入金	139,032	155,186
未払金	44,571	47,965
未払費用	26,666	22,752
未払法人税等	24,546	54,795
未払消費税等	11,775	5,792
賞与引当金	－	11,733
その他	1,095	1,338
流動負債合計	452,832	554,166
固定負債		
長期借入金	339,352	366,688
固定負債合計	339,352	366,688
負債合計	792,184	920,854
純資産の部		
株主資本		
資本金	82,000	82,000
利益剰余金		
利益準備金	20,500	20,500
その他利益剰余金		
圧縮積立金	0	－
繰越利益剰余金	322,851	388,817
利益剰余金合計	343,351	409,317
株主資本合計	425,351	491,317
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額	－	△5
評価・換算差額等合計	－	△5
純資産合計	425,351	491,311
負債純資産合計	1,217,535	1,412,166

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)		当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)	
売上高	※1	980,245	※1	1,263,639
売上原価		592,286		745,880
売上総利益		387,959		517,758
販売費及び一般管理費	※2. ※3	300,228	※2. ※3	376,894
営業利益		87,730		140,864
営業外収益				
受取利息		1		173
助成金		317		300
受取手数料		999		686
為替差益		-		344
営業外収益合計		1,318		1,504
営業外費用				
支払利息		2,900		2,801
為替差損		2,456		-
営業外費用合計		5,356		2,801
経常利益		83,693		139,566
特別損失				
固定資産除却損		-		0
特別損失合計		-		0
税引前中間純利益		83,693		139,566
法人税、住民税及び事業税		27,447		55,280
法人税等調整額		604		△7,380
法人税等合計		28,051		47,900
中間純利益		55,642		91,665

③ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	83,693	139,566
減価償却費	2,206	1,802
賞与引当金の増減額(△は減少)	-	11,733
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	45	△3,856
受取利息及び受取配当金	△1	△173
支払利息	2,900	2,801
売上債権の増減額(△は増加)	△4,534	△20,299
棚卸資産の増減額(△は増加)	△26,086	△131,598
前渡金の増減額(△は増加)	△13,139	△12,761
仕入債務の増減額(△は減少)	14,160	49,460
未払消費税等の増減額(△は減少)	△5,015	△5,983
未払金の増減額(△は減少)	10,024	3,393
未払費用の増減額(△は減少)	8,104	△3,914
その他	△613	1,604
小計	71,742	31,775
利息及び配当金の受取額	1	173
利息の支払額	△2,900	△2,801
法人税等の支払額	△40,599	△25,032
営業活動によるキャッシュ・フロー	28,244	4,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,670	-
無形固定資産の取得による支出	△189	△1,466
投資有価証券の取得による支出	-	△2,928
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,859	△4,394
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	90,000	120,000
長期借入金の返済による支出	△72,728	△76,510
配当金の支払額	△25,260	△25,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,988	17,790
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	17,397	17,510
現金及び現金同等物の期首残高	392,980	397,904
現金及び現金同等物の中間期末残高	410,377	415,414

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※ 当座貸越契約

当社は、資本効率の向上を図りつつ、必要な時に運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年12月 1 日 至 2024年11月30日)	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
当座貸越極度額の総額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	130,000	130,000
差引額	170,000	170,000

(中間損益計算書関係)

※ 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
役員報酬	22,920千円	25,650千円
給料手当	36,095	46,867
荷造運賃	88,537	110,661
倉庫保管費	72,068	89,630
賞与引当金繰入額	—	11,733
貸倒引当金繰入額	45	△3,856
おおよその割合		
販売費	67.0%	65.6%
一般管理費	33.0%	34.4%

※ 3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
研究開発費計上額	2,220千円	2,612千円

※ 4 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年12月 1 日 至 2024年 5 月31日)	当中間会計期間 (自 2024年12月 1 日 至 2025年 5 月31日)
有形固定資産	1,067千円	1,246千円
無形固定資産	1,139	556
計	2,206	1,802

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
現金及び預金勘定	418,177千円	423,214千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,800千円	△7,800千円
現金及び現金同等物	410,377千円	415,414千円

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年2月28日 定時株主総会	普通株式	25,260	6,315.00	2023年11月30日	2024年2月29日	利益剰余金

(注) 2024年5月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合、1株当たり配当額は12.63円になります。

- (2) 基準日が中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年2月27日 定時株主総会	普通株式	25,700	12.85	2024年11月30日	2025年2月28日	利益剰余金

- (2) 基準日が中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、メディカル給食事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間（自 2023年12月1日 至 2024年5月31日）

(単位：千円)

	メディカル給食事業
一時点で移転される財又はサービス	
メディカル食材事業	831,958
原料食材事業	127,059
冷凍食品市販事業	6,462
冷凍弁当事業	14,765
顧客との契約から生じる収益	980,245
その他の収益	—
外部顧客への売上高	980,245

当中間会計期間（自 2024年12月1日 至 2025年5月31日）

(単位：千円)

	メディカル給食事業
一時点で移転される財又はサービス	
メディカル食材事業	1,006,535
原料食材事業	167,184
冷凍食品市販事業	9,475
冷凍弁当事業	80,444
顧客との契約から生じる収益	1,263,639
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,263,639

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年12月1日 至 2024年5月31日)	当中間会計期間 (自 2024年12月1日 至 2025年5月31日)
1株当たり中間純利益(円)	27.82	45.83
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	55,642	91,665
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	55,642	91,665
普通株式の期中平均株式数(株)	2,000,000	2,000,000

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 当社は、2024年5月18日付で普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、前中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 8 月 26 日

株式会社勝美ジャパン

取締役会 御中

清陽監査法人

東京都港区

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

松 渕 敏 朗

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

中 山 直 人

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規定の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社勝美ジャパンの 2024 年 12 月 1 日から 2025 年 11 月 30 日までの第 22 期事業年度の中間会計期間（2024 年 12 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社勝美ジャパンの 2025 年 5 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部

守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上